## 第6号様式別表5の6の3記載の手引

## 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、地方税法(以下「法」といいます。)第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法附則第9条第13項(同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。)附則第9条第13項(同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。)の規定による控除を受ける場合(令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限ります。)に記載し、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額倒」から「付加価値額からの控除額⑩」までの各欄の金額等について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (3) この明細書の①から③の各欄については、おおむね法人税の明細書(別表 6 (26))に記載した 1 から 6 まで、 8 から 14 まで及び 19 並びに法人税の明細書(別表 6 (26)付表 1)に記載した 1 から 19 までの各欄に記載したところに準じて 記載します。

## 2 各欄の記載のしかた

2 各欄の記載のしか7	[5	
欄等	記載のしかた	留意事項
1 「法第72条の2第1項 第1号 第3号 第4号 に掲げる事業	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを〇 印で囲んでください。	
2「適用可否 ③」	次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載します。 (1) ①の欄の金額が 10 億円以上であり、かつ、②の数が 1,000 人以上である場合で、政令附則第 6 条の 2 第 4 項に規定する事項を公表している場合 (同条第 5 項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限ります。) (2) ①の欄の金額が 10 億円未満であり、又は②の数が 1,000 人未満である場合	法附則第9条第13項又は 令和2年旧法附則第9条第 13項の規定による規定の控 除は、⑦の数値が100分の3 以上であることも必要です。
3 「国内雇用者に対する 給与等の支給額 ②」、 「②の給与等に充てる ため他の者から支払を 受ける金額 ②」及び 「②のうち雇用安定助 成金額 ③」	②の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度(租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。)第42条の12の5第3項第4号に規定する適用年度をいいます。以下同じです。)の月数に満たないときは、租税特別措置法施行令第27条の12の5第18項第2号イに規定する前一年事業年度(同号イの前事業年度を除きます。)又は法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)附則第45条の2第3項第2号イに規定する連結事業年度等(同号イの連結事業年度を除きます。)の損金の額に算入される給与等(租税特別措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等をいいます。以下同じです。)の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の5第1項第2号又は令和2年旧措置法第42条の12の5第1項第2号に規定する他の者から支払を受ける金額又は租税特別措置法第42条の12の5第3項第6号イ若しくは令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第6号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載してください。	
4 「適用年度の月数/② の前事業年度又は前連 結事業年度の月数 ②」	②の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度の月数に満たないときは、「②の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」として計算してください。	
5 「比較雇用者給与等支 給額 ⑤」	(1) ②の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度の月数に満たないときは、「②一②+②」とあるのは、「(②+(②の外書))ー(②+(②の外書))+(③+(②の外書))」として計算してください。 (2) 租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合には、租税特別措置法第42条の12の5第3項第10号又は令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第10号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載します。	
6 「調整比較雇用者給与等支給額 ⑩」	満たないときは、「②一②」とあるのは、「(②+(②の外書)) - (②+(②の外書))」として計算してください。 (2) 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 5 第 19 項又は第 20 項の規定によりみなされた同条第 12 項又は第 14 項の規定の適用を受ける場合には、租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 5 第 21 項 (第 2 号に係る部分に限ります。)の規定により計算した租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 6 号ロ又は令和 2 年旧措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 6 号ロに掲げる金額を記載します。	
7「継続雇用者給与等支 給額及び継続雇用者比 較給与等支給額の計算」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより、記載 します。 (1) 当該適用年度の月数と、②の欄の2の欄の月数とが同じ場合 ②の欄か	

欄等	記載のしかた	留意事項
の各欄	ら③の欄までの3の各欄は記載する必要はありません。 (2) ②の欄の2の欄の月数が当該適用月数に満たない場合 ②の欄から③	
	の欄までの2の各欄は記載する必要はありません。	
	(3) ②の欄の2の欄の月数が当該適用月数を超える場合 ②の欄から③の欄までの3の各欄は記載する必要はなく、③の欄の2の欄には、③の欄	
	の2の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の5第7項第	
8 「継続雇用者に対する	2 号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載します。 損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又	
給与等の支給額 図」	は令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する継続雇用者 に対する給与等の支給額を記載します。	
9「⑪のうち所得等課税	(1) ⑪のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税を課されな	
事業に係る額又は⑪× ④/⑥ ③)	い事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。)に係る額を記載します。	
	(2) (1)の計算が困難であるときは、⑪の欄の金額に⑬の欄の従業者数を⑩の	
	欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。	
	(3)(2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り 捨てた金額を記載します。	
10「⑪のうち収入金額等	(1) ⑪のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下「収入金額等課税事業」といいます。)に係る額を記載します。	
課税事業に係る額又は ①×44/46 ④」	採税事業」といいます。)に係る領を記載します。  (2)(1)の計算が困難であるときは、⑪の欄の金額に⑭の欄の従業者数を働の	
	欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載しま す。	
	(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り 捨てた金額を記載します。	
11「⑪のうち特定ガス供	(1) ⑪のうち法第72条の2第1項第4号に掲げる事業(以下「特定ガス供	
給業に係る額又は⑪× ⑮/⑯ ⑭」	給業」といいます。)に係る額を記載します。 (2)(1)の計算が困難であるときは、⑪の欄の金額に⑮の欄の従業者数を⑯の	
	欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載しま す。	
	(3)(2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り	
12「控除対象額 ⑫」	捨てた金額を記載します。 (1) 事業税を課されない事業若しくは法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる	
	事業(以下「事業税を課されない事業等」といいます。)、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち、複数の事業を併せ	
	来、収入金額等味税事業又は特定が今時結業のプラら、複数の事業を研せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額	
	を記載します。 (4) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 (4)	
	の欄の金額に③の欄の金額を⑪の欄の金額で除して計算した割合を乗じ	
	て計算した金額を記載します。   (ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 圏の欄の	
	金額に⑩の欄の金額を⑪の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算 した金額を記載します。	
	(ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人	
	④の欄の金額に⑩の欄の金額を⑪の欄の金額で除して計算した割合を乗 じて計算した金額を記載します。	
	(二) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑧の	
	欄の金額に⑪の欄の金額を⑪の欄の金額で除して計算した割合を乗じて 計算した金額を記載します。	
	(*) 特定ガス供給業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ④	
	の欄の金額に⑪の欄の金額を⑪の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。	
	(^) 特定ガス供給業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 圏の欄の 金額に⑪の欄の金額を⑪の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算	
	した金額を記載します。	
	(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
13「国内における所得等 課税事業に係る期末の	次に掲げる場合に該当する場合には、邸の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち	従業者の数を合計した数 を当該事業年度の月数で除
従業者数⑬」、「国内にお	所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して	した数に1人に満たない端
ける収入金額等課税事 業に係る期末の従業者	得た数を記載し、④の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に	数を生じたときは、これを1 人とします。
数⑭」、「国内における特	係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、	0
定ガス供給業に係る期 末の従業者数⑮」及び	⑩の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内 に有する事務所等の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した	
「国内における事務所 又は事業所の期末の従	数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑯の欄には、当該事業 年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従	
業者数個」	業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月	
	数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施 行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数	
	を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属す	
	る各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち 特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して	
<u>l</u>		

欄等	記 載 の し か た	留意事項
	得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち事業税を課されない事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。 (1) 所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業(以下「所得等課税事業等」といいます。)を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合 (2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合 (3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合	
14「付加価値額からの控除額⑩」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人 @の欄の金額に、⑭の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。 (ロ) (イ)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ⑱の欄の金額に、⑭の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。 (ハ) その他の法人 ⑭の欄の金額に、⑭の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	